

# 鹿児島ファン拡大アンバサダー情報発信業務仕様書

## 1 業務名

鹿児島ファン拡大アンバサダー情報発信業務

## 2 業務目的

鹿児島ファン拡大アンバサダーにSNS等の媒体において本市の多彩な魅力を発信してもらうことにより、鹿児島ファンの拡大を図る。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務の内容

本市が委嘱する鹿児島ファン拡大アンバサダーが行うSNS等による観光情報の発信等に係る企画・運営を行うもの。

### 【基本的事項】

- ・アンバサダーは、県外インフルエンサー2名、県内インフルエンサー1名の計3名とし、本市が委嘱するものとする。
- ・発信回数は、事業期間を通じて10回以上とし、うち2回以上は県外アンバサダーを本市に招聘して撮影を行うこととする。
- ・各アンバサダーが3回以上発信するものとする。
- ・アンバサダーの謝金の金額は、県外インフルエンサーは10万円/回以上、県内インフルエンサー5万円/回以上とする。
- ・発信内容は動画を含むものとし、動画の長さは原則60秒以上とする。
- ・動画等の撮影に係る撮影機材はアンバサダー自身のものを利用することとする。
- ・撮影は基本的にアンバサダー自身で行ってもらうこととするが、必要に応じて受注者が支援を行う。
- ・発信はアンバサダー自身の有するSNS等とする。
- ・アンバサダーより二次利用が認められた投稿素材を再編集し、各種SNS広告を実施する。なお、各アンバサダーへ支払う二次利用料は業務委託料の中で調整し、各アンバサダーと交渉して支払う。
- ・上記のほか、アンバサダーに関することは、本市と協議の上決定する。

### (1) 発信内容の企画・スケジュールの作成

- ①本市が提供する観光ビッグデータの中から、トレンドや旬な観光情報を踏まえたテーマを10本以上企画する。
- ②テーマにあったアンバサダーを発信者として選定し、発信スケジュールを作成する。
- ③上記について、タイムリーなプロモーションが必要な場合には、変更も可能とする。
- ④発信内容等の変更は、市と協議の上決定する。

### (2) 撮影・編集支援

- ①発信スケジュールに基づき、アンバサダーと発信内容について事前協議を行う。
- ②発信に必要な情報提供を行う。(利用可能な写真、動画、物品など)  
※素材によっては、本市から提供する場合もあり
- ③撮影場所への許可を取るなど、必要に応じて撮影支援を行う。
- ④必要に応じてアンバサダーの編集支援を行う。
- ⑤発信スケジュールの管理を行う。

※発信にあたっては、記事や概要欄等を活用し、市観光サイト「かごしま市観光ナビ」への遷移を

図ること。

⑥県外アンバサダーを招聘する際の移動や取材先の手配及び当日の撮影支援等を行う。

⑦発信内容について、事前に本市へ確認し了承を得ること。

### (3) 投稿素材の再編集及びSNS広告発信

①SNS広告発信は9回以上行うこととし、(1)②の年間スケジュール等を勘案し、発信スケジュールを作成すること。

②2次利用に係る調整を行ったのち、アンバサダーが投稿した素材を再編集し、各種SNSで広告を発信する。発信にあたっては、投稿素材にあった効果的なSNS広告媒体を利用するとともに、ターゲット（エリア、年代等）を設定すること。また、鹿児島市観光ナビへの遷移を図ることとする。

### (4) 効果検証及び報告業務

①アンバサダーがSNS等で行った情報発信について、リーチやエンゲージメント、獲得したファン数などの数値、コメントを評価・分析し、結果報告を行うこと。

②投稿素材を用いたSNS広告発信における視認者数やクリック数などをもとに評価・分析し、報告すること。

## 5 注意事項

- ・詳細を鹿児島市（観光戦略推進課）と十分に調整を行いながら実施すること。
- ・採用した企画案について、必要な修正に応じること。
- ・受注者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む）を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・受注者は、成果物に含まれる著作権等の権利関係について鹿児島市の使用における許諾を行い、鹿児島市の定める利用方法等において使用可能となるための措置を講ずるものとする。
- ・投稿に関しては鹿児島市のプロモーションであることを明らかにするなど、景品表示法等各種法令に違反しないよう十分管理すること。
- ・業務の一部を再委託する場合は、事前に鹿児島市の承諾を得ること。
- ・本仕様書の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、鹿児島市と受注者が協議して定めるとものとする。
- ・掲載内容に誤りがないよう十分注意すること。
- ・受注者の負担する経費はすべて委託料に含むものとする。